

平成 21 年 5 月 20 日

各 位

会 社 名	株式会社Eストアー
代 表 者	代表取締役 石村 賢一
コード番号	4304 ヘラクレス
問い合わせ先	取締役兼執行役員 コーポレートセンター担当 柳田 要一
TEL	03-3595-1106

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 20 日開催の当社取締役会において、下記のとおり定款の一部変更について、平成 21 年 6 月 24 日開催予定の当社第 11 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

(1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」

(平成16年法律第88号。以下「決済合理化法」という。) が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

① 決済合理化法附則第 6 条第 1 項により、決済合理化法の施行日を効力発生日として、当社定款の株券を発行する旨の規定（現行第 8 条）を廃止する定款変更決議をしたものとみなされておりますので、当該規定を削除するとともに、株券喪失登録簿に関する規定（現行第 9 条第 3 項）についても削除するものであります。ただし、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日まで、株主名簿管理人が株券喪失登録簿に係る事務を取扱いますので、経過措置として、その旨附則を新設するものであります。

② 決済合理化法附則第 2 条により、「株券等の保管及び振替に関する法律」（昭和59年法律第30号）が廃止されたことから、基準日に関する規定（現行第 7 条）中の「実質株主」および「実質株主名簿」に関する定めを削除するものであります。

(2) その他、上記の変更に伴い、必要な条数の繰り上げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更箇所です。)

現 行 定 款	変 更 案
第 2 章 株式	第 2 章 株式
第 5 条～第 6 条 (条文省略)	第 5 条～第 6 条 (現行どおり)
(基準日)	(基準日)
第 7 条 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿 ( <u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u> )に記載 又は記録された株主 ( <u>実質株主を含む。以下 同じ。</u> ) をもって、その事業年度に関する定 時株主総会において権利を行使することが できる株主とする。	第 7 条 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿 に記載又は記録された株主をもつて、その 事業年度に関する定時株主総会において権 利を行使することができる株主とする。
2 (条文省略)	2 (現行どおり)
(株券の発行)	(削除)
第 8 条 当社は株式にかかる株券を発行する。	
(株主名簿管理人)	
第 9 条 (条文省略)	第 8 条 (現行どおり)
2 (条文省略)	2 (現行どおり)
3 <u>当社の株主名簿、新株予約権原簿及び株券 喪失登録簿の作成並びに備え置きその他の株 主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿 に関する事務は、これを株主名簿管理人に取 扱わせ、当社においては取扱わない。</u>	(削除)
第 10 条～第 49 条 (条文省略)	第 9 条～第 48 条 (現行どおり)
(新設)	附則
	第 1 条 <u>当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理 人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登 録簿への記載または記録に関する事務は株 主名簿管理人に取扱わせ、当社において は取扱わない。</u>
	第 2 条 <u>当社の株券喪失登録簿への記載または記 録は、法令または定款に定めるもののほ か、取締役会において定める株式取扱規則 による。</u>
	第 3 条 <u>本附則第 1 条から本条までの規定は、平成 22 年 1 月 6 日をもってこれを削除する。</u>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成21年 6 月 24 日 (水曜日)

定款変更の効力発生日

平成21年 6 月 24 日 (水曜日)

以上